

国定第五期教科書「コトバノオケイコ」の考察(4)

——「書き方」と「書写」をつなぐもの——

鈴木慶子*

(平成6年10月30日受理)

A Comment on “KOTOBA NO OKEIKO” The 5th-term State-approved
Textbook (Japan) 〈Part 4〉

—— The Starting Point of “SHOSHA” ——

Keiko SUZUKI

(Received October 30, 1994)

第一 はじめに

本稿は、前稿「国定第五期教科書『コトバノオケイコ』の考察」(1)～(3)に連続するものである(注1～注4)。

本稿では、前稿で考察したことをふまえて、「コトバノオケイコ」に収載されている書き方教材が、戦後の国語科書写の教育の実質的な始まりを意味していたのではないかということを推論し、「コトバノオケイコ」の書き方教材としての価値を現在の国語科書写の教育を論じる際の一拠点として見定めようとしている。

第二 「コトバノオケイコ」の硬筆書き方教材の特徴

始めに、「コトバノオケイコ」の概要を簡単に確認しておくこととする。

国定第五期教科書「コトバノオケイコ」巻一～巻四(全巻)は、国民学校期(昭和16年～20年)に、初等科第一・二学年が使用した同期の国定国語読本「ヨミカタ」とは別立ての言語教科書である。ただし、初等科第一・二学年用のみの合計4冊しか編纂されず、使用された期間も4年間だけであり、国定教科書としては短命であった。

*長崎大学教育学部国語教育講座、書道担当

しかし、その言語教科書としての性格については、「画期的な歴史的意味を持っている」（『近代国語教育史』p318 高森邦明著）などと評されている。ただし、言語教科書として十分に完成された内容を保持していたのかという疑問は、多くの研究者がなげかけているところではある。

「コトバノオケイコ」は、当時の文部省図書監修官の松田によれば、読本「ヨミカタ」（アサヒ読本）を中心にして、「綴り方」「書き方」「話し方」へ発展させるための教材を集めた「国語の練習書」（『国民科国語『ヨミカタ』一編纂趣旨（一）』松田武夫著）であるとしている。

その中には、鉛筆による書き方の手本が掲載されている。これは義務教育史上初めてのことであり、ここに戦後の国語科書写教科書の先駆けとしての性格を見ることができる。

国民学校前の国定教科書時代（第一期～第四期の期間）においては、国語科の中において「書き方」は「書き方手本」という教科書を使用して毛筆によって行われていたが、国民学校の制度のもとでは（第五期の期間）、毛筆による「書き方」は、芸能科習字として独立していった。

その代わり、国民学校期の国民科国語「書き方」は、硬筆による書き方を導入し、その手本が「コトバノオケイコ」の中に掲載されていたのである。

1. 国語科書き方手本及び芸能科習字手本との比較から

次に、「コトバノオケイコ」収載の書き方教材の特徴を、標記の観点によって整理していくこととする。

この言語教科書「コトバノオケイコ」巻一～巻四（全巻）収載の硬筆書き方教材は、各巻によって程度の差異はあるが、国定第一期～第四期までの毛筆による国語科書き方手本（巻一～巻四、第一・二学年用）及び第五期芸能科習字手本（巻一・巻二、第一・二学年用）と比較して、下記の①～⑤の特徴をもっている。

- ① 手本の文言は、語あるいは文の形で提出している。（1文字のみでは、提出していない。）
- ② 読本「ヨミカタ」の教材に密接に対応している。
 - a 読本「ヨミカタ」の教材の配列に即応して、書き方教材を配列している。
 - b 読本「ヨミカタ」の教材における新出字は、その文字だけ単独に取り出すのではなく、読本「ヨミカタ」の教材の文脈の中で示している。
- ③ 練習帳の要素を取り入れている。
- ④ 「ヨミカタ 教師用書」において、書き方上の注意を施している。
 - a すべて、指示・解説は、言葉によっている。（図示したりしない。）
 - b 他の分節との関連指導を強く働きかけている。
- ⑤ 平仮名提出の際に、読本「ヨミカタ」へ連動し、平仮名の学習指導を援護している。

国定第一期～第四期までの毛筆による国語科書き方手本及び国定第五期芸能科習字手本が、おおそ規範的な文字の形及びそれを使用した日常書式を提示するのみの消極的な教材集の性格を持っていた。それに対して、「コトバノオケイコ」巻一～巻四収載の書き方

教材は、指導者に国語科の指導全体を見通して、その中で書き方の指導を行うように働きかけようとする面を持っていたとすることができるだろう。

上記の①～⑤は、「コトバノオケイコ」巻一～巻四収載の書き方教材の特徴である。その中の④b及び⑤については、最も特徴的であるので、以下の(1)及び(2)の項で、解説を加え、考察しておくこととする。

(1) 「書き方」の新しい姿の模索 ——他の分節との関連——

国民学校では、従来のような教科書の「趣意編纂書」は作られなかったが、これに代わるものとして『文部省国民学校教則案説明要領及解説』があった。これは、各教科の担当者が、ラジオ放送番組「学校放送 教師の時間」において、教科書について解説したものを転載しているものである。その中には、各科の指導の理念を解説している部分がみられる。

以下に、【資料1】として、その『文部省国民学校教則案説明要領及解説』から、国民科国語について、文部省図書監修官井上越が解説している部分を引用する。

【資料1】

国民科国語は、「読み方」「綴り方」「書き方」「話し方」の四つに分節するのであるが、ここに実際教授上注意したいと思ふことは、これら四分節を出来る限り密接な関連の下に指導するやうな方法を講ずべきだと思ふことである。(中略)

そこで先づ考へられることは、「書き方」であるが、在来の意義と形式とを持つ「書き方」は「習字」として芸能科の一科目となつたのであるから、国民科国語の「書き方」は一つの新しい姿で行はれることが可能である。殊に課程表に就いて見ると、「書き方」は初等科第一・二学年に限定されてをり、それ以上はないのであって、これは当然「読み方」「綴り方」等に含まれるものと考へられなければならない。即ち国民科国語の「書き方」は在来のそれと異なり、「読み方」と密接な関連の下に行ふことが可能であり、又実際さういふふうにして行きたいと思ふ。(　　は、鈴木。)

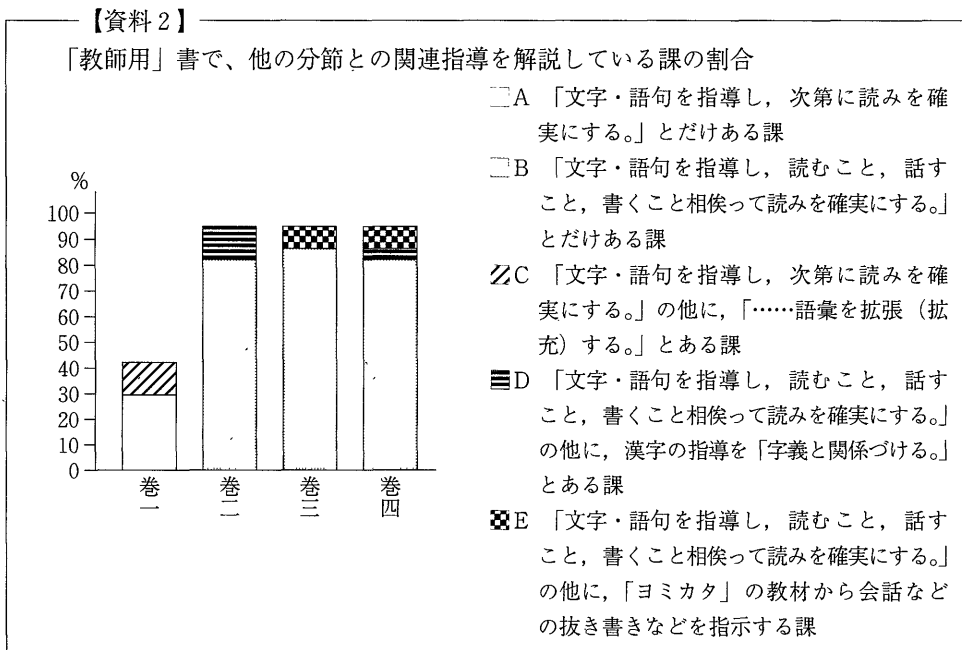
「国民科に就いて」 井上越 p40～41

『文部省国民学校教則案説明要領及解説』（1940年 日本放送協会編）

【資料1】に引用したように、「教師用」書には、書き方の指導を、特に読み方との関連を考えて行うように解説している部分が多くみられる。

ただし、巻によって、その解説の掲載頻度及び内容が異なる。以下に示す【資料2】によって、このことを確認していくこととする。

【資料2】によれば、他の分節との関連指導を解説している課は、『ヨミカタ二 教師用』以降に急増している。その割合は、『ヨミカタ二 教師用』『よみかた三 教師用』『よみかた四 教師用』のいずれにおいても95%を越えている。しかも、『ヨミカタ一 教師用』では、「文字・語句を指導し、次第に読みを確実にする」というような主に指導の順序を示す程度の記述のしかたであるのに対し、『ヨミカタ二 教師用』以降では、「文字・語句を指導し、読むこと、話すこと、書くこと相俟って読みを確実にする」というようにより強く他の分節との関連指導を解説する表現のしかたに変わっている。また、わずかだが、『よみかた三 教師用』及び『よみかた四 教師用』では、それぞれ「ヨミカタ」の教材文から特定の人物の会話だけを抜き書きさせたり、詩形を崩さないように書写させたりするように解説している課もある。これらは、読解を助けるための作業として行うよう



に意図されたと思われる。

一方、『ヨミカタ 教師用』では、全体の44.2%の教材にわたって、「文字・語句を指導し、次第に読みを確実にする」と解説されているが、これが記述されている教材は、後半のほとんど、すなわち、第25教材以降最終教材までのほとんどの教材である。

漢字が初めて提出されるのが第24教材であるので、このことは、やや解説に具体性には欠けるところがあるけれど、漢字の指導において、井上越の言う「新しい姿」の書き方指導を模索していることのと表れであると推測できる。また、14.0%の教材について、漢字の指導を「語彙の拡張（拡充）」とともに解説していることも、その一連のものであろうと考えられる。

(2) 平仮名提出の際の役割 —— 読本への連動と援護 ——

国定第五期国語読本「ヨミカタ」では、従来の国定国語読本において苦慮しつつ第二学年で提出されていた平仮名を、第一学年の後期に繰り上げて提出し、しかも、従来のように、教材の質を下げることもないという画期的な方法がとられた。すなわち、『ヨミカタ二』で平仮名を用いて提出している教材文を、対応する『コトバノオケイコ二』では同一の教材文を平仮名を用いて提出するという方法である。これらを、【資料3】～【資料5】によって具体的に観察していくこととする。

『ヨミカタニ』	課	『コトバノオケイコニ』	なぞり書き 回数	『ヨミカタニ 教師用』			
				筆順	字形	その他	E
韻文 片仮名	第10課	平仮名(【資料4】参照)	3	○	○		◎
〃	11	〃	3				◎
韻文 〃	12	〃	3				既
〃	13	〃	3				既
〃	14	〃	3	○	○		
韻文 平仮名	15	〃 (全文)	3			○	既
片仮名	16	〃	3			○	
〃	17	〃	3	○	○		既
〃	18	〃	3	○	○		既
〃	19	〃	3	○	○		
韻文 平仮名	20	〃 (全文)	2	○	○		既
片仮名	21	〃	2	○	○		既
〃	22	〃	1			○	既
平仮名	23	〃 (新字なし)	1	○	○		既
片仮名	24	〃 (新字なし)	0	○	○		既
韻文 平仮名	25	〃 (全文)	0	○	○		既
〃	26	〃 (新字なし)	0	○	○		既

【資料5】

平仮名の指導に関する三者の連動

E欄について 既=既習の平仮名についても注意を施している。

◎=平仮名の指導全体に関して、述べている。

手法である。

- ① 読むことを習得させる平仮名と、書くことを習得させる平仮名を区別している。
- ② 第10課を除いて、『ヨミカタニ』の教材を平仮名で提出する時は、必ず韻文であり、このとき『コトバノオケイコニ』では、その全文を書き方手本として掲載している。
- ③ さらに、『ヨミカタニ 教師用』では、新出の平仮名に限らず、既習の平仮名に関しても繰り返して書き方上の注意を述べている。

また、『ヨミカタニ 教師用』は、他の巻に比較して、「文字を正確に書かせる」としてある課が最も多かった(注5)。これは、平仮名の指導と大いに関係のある記述であるとみてよい。つまり、読むことのできる平仮名を既習の片仮名の助けを借りて増やしつつ、その中から限定した平仮名を「正確に」書くことができるようにして、他の言語活動を行いながら、徐々に読み書きできる平仮名の数を増やしていくという考え方である。ただし、この「正確に」という語の概念に、「手本として提出している字形とそっくりそのままに」という意味を含んでいるのかどうかについては、判断がつかぬ。しかし、たとえ、その中に、そのような意味が含まれていたとしても、指導の理念を「一字精習」及び「身心一如の行」(注6)としていた同期の芸能科習字に比較して、そのような意味は明らかに希薄であり、井上起のいう書き方の「新しい姿」がここに具現されているとみることが出来る。

上記①～③の中には、文字は、書くことの徹底的な反復練習の後に習得されるのだとする考え方はうかがえないからである。

2：硬筆書き方専用の教材との比較から

本節では、前項で列举した「コトバノオケイコ」に記載されている書き方教材の特徴①～⑤のうち、「③練習帳の要素を取り入れている。」について、根拠を示すべく、硬筆書き方専用の教材（練習帳）について、みていくこととする。

「コトバノオケイコ」に記載されている書き方教材が練習帳の要素を盛り込んだ理由の一つには、「コトバノオケイコ」以前に民間から出版されていた硬筆書き方専用の教材（練習帳）が普及して、その指導の効果を国定教科書編纂の当局が、ある程度認めていたのではないかと推測するからである。

以下では、このような考え方に立って、「コトバノオケイコ」に記載されていた書き方教材と硬筆書き方専用の教材（練習帳）とを比較していくこととする。

(1) 硬筆書き方登場の背景

前述したように、硬筆による書き方が導入されていたことも、前節で述べたような特徴を持つ書き方教材が記載されていたことも、「コトバノオケイコ」が国定国語教科書史上初めてであった。

ただし、実際の学校教育の場面では、「コトバノオケイコ」以前から、鉛筆とノートが使用されていた（注7・注8）。

また、当時の教育雑誌『国語教育』は、大正10（1921）年第8号で、「硬筆書方に関する研究」についての論文を募集し、これには多数の応募があったことが知られている。翌年の第3号では、主宰者の保科孝一は「硬筆教授の研究を望む」を発表し、「近き将来における教授要目の改正に当り、習字は毛筆によるものと硬筆によるものと二本筋にこれを修正せられるやうに希望せざるを得ない」として、「コトバノオケイコ」における硬筆書き方教材の登場を予告するような発言をしている。

一方、民間の文房具製作会社では、硬筆書き方教育の実践者及び研究者と共同して、硬筆書き方専用の教材集を発行している。

ところで、【資料6】は、国定第三期及び第四期の国語読本に準拠した硬筆書き方専用の教材集の一覧表だが、【資料6】にあげた以前、つまり国定第二期の期間に発行された硬筆書き方教材集については、現在のところ確認していない。その理由は、鉛筆とノートが学校の中で児童に使われるようになったのが1920年代～1930年代後半だといわれていること（注7・注8）、及び硬筆書き方に関する研究物が見当たらないことなどから、おそらく硬筆書き方教材集は発行されていなかったのではないかと推測している。

さらに、「コトバノオケイコ」と同期の硬筆書き方専用の教材集——すなわち、国定第五期国語読本に準拠したもの——についても、寡聞にして未見である。これは、戦時中の出版統制や、学校教育で使用する教材が国定のものに制限されたことと関係があると思われる。

(2) 国定国語読本に準拠する硬筆書き方専用の教材集の特徴

以上のような周辺の状況をふまえて、「コトバノオケイコ」巻一～巻四の使用学年に該当するものという限定をつけて、管見に入ったものを分類すると【資料6】のようになる。(これらはすべて東書文庫収蔵のもの。)【資料6】は、教材集の内容を分析して、国定第三期国語読本(ハナハト読本)に準拠するもの、国定第四期国語読本(サクラ読本)に準拠するものを区別して示している。【資料6】中にあげたものは、すべて、 γ の欄に示したように「準拠」を明示しているものに限らず、程度の差異はあるが何らかの形で当時の国定国語読本の教材を意識した編集になっているからである。

これらの編集上の考え方は、下記の①及び②であると観察することができる。しかも、下記の2点は、編集上、まったく対立する考え方である。つまり、「準拠」を明示し「準拠」がわかりやすいものは下記の①に重点が置かれているのに対し、「準拠」を明示していなかったり読本との関係が薄いものは下記の②に重点が置かれているわけである。

もちろん、「コトバノオケイコ」に収載されている書き方教材は、下記の①に徹している。

- ① 読本教材の配列に忠実に沿って、そこで提出される新出字の練習教材を配している。
- ② 文字の点画の構成の難易及び書字の技能の系統を追っている。

次に、下記のA～Dとして、「コトバノオケイコ」に先行して、上記の①に重点をおいた編集をしている硬筆書き方専用の教材の特徴を列挙することとする。これらA～Dは、「コトバノオケイコ」収載の書き方教材が持ち得ない特徴でもある。

- A 1頁で完結するか、あるいは、2頁の見開きで完結するように設計されている。
- B 反復練習を重視している。(新出字の使われている語句・文脈を無視して、1文字のみの反復練習をさせる場合もある。)
- C ところどころに、読本の教材から分離した硬筆書き方専用の教材集独自の頁がはさみ込まれている(【資料7】参照)。その頁は、個々別々に提出されていた文字に対して書字上の秩序を示し、書き方の学習のために、知識・理解のまとめ及び整理の機会を与えている。(この頁には、上記の②が表れている。)
- D 教材の中に、手本として字形を提出するだけに留まらず、学習者を触発する機能及び援助する機能を持たせている。
 - a 挿図を多用し、それらが書き方の学習と連動している。
 - b 積極的に、書字上の解説(補助線・筆順・類字など)をつけている(【資料8】参照)。
 - c 文字に関心を持たせるような解説(字源・部首など)をつけている(【資料8】参照)。
 - d 考えながら、書き込む余地を作っている(【資料9】参照)。
 - e マス目での練習ばかりでなく、さまざまな書式での練習を設定している。

上記A～Dは、すべて「コトバノオケイコ」に収載されていたの書き方教材が持ち得なかった特徴である。特に、上記のD a～eの特徴は、教材の中で占める割合が高くなればなるほど、読本教材から離れて単独で使用される場合の必要条件でもある。

つまり、「コトバノオケイコ」収載の書き方教材は、読本「ヨミカタ」が存在しなければ、存在の意義は薄くなってしまふのに対して、硬筆書き方専用の教材集は、単独に使用

【資料6】東書文庫所蔵の硬筆書き方専用の教材（第1・2学年用）一覧表

- 凡例 ① 以下は、個々の関係を考慮しつつ、ほぼ出版年順に配列した。
 ② 「巻一～巻四」の欄に、○印があるものが所蔵されている。
 ③ αの欄には、鈴木のカテゴリ番号を示す。
 ④ βの欄には、東書文庫図書分類番号を示す。
 ⑤ γの欄には、国定国語読本への準拠の明示について示す。準＝表紙に「準拠」を明示している。空欄＝表紙には「準拠」を明示していないが、内容は準拠している。

第三期教科書に準拠した硬筆硬筆書き方専用の教材集

〔大正7（1918）～昭和7（1932）〕

α	β	γ	書名	巻一	巻二	巻三	巻四	発行年	備考	編集者、筆者等	発行所
07～09	583.9.01	準	硬筆書方練習帖	○	○		○	大正15(1926).4.10		小学書道研究会編、五十嵐貞文筆	日本書房
10～11	583.9.13	準	尋常小学硬筆書方練習帳	○		○		昭和2(1927).3.5		初等教育実際問題研究会著(代表浜崎孝太郎)	福間秀文堂
12	583.9.03	準	模範硬筆書方練習帖			○		昭和3(1928).3.10		児童硬筆書方研究会編、五十嵐貞文筆	児童教育社
16	〃	準	〃		○			昭和2(1927).10.13	……… 同一	〃	〃
25	583.9.04	準	硬筆書方練習帳		○			昭和7(1932).9.20	……… 同一	茨城県教育会編	〃
13～14	583.9.27	準	読方硬筆練習帳	○		○		昭和2(1927).3.25		教育用品研究会編	教育用品研究会
15	583.9.05		小学硬筆書方練習帖		○			昭和2(1927).9.20		小学校硬筆書方研究会、井上高太郎筆	小学社
18	583.9.24		硬筆書き方帖		○			昭和5(1930).9.10		新潟県教育会編、黒柳勲筆	目黒書店
19	〃		〃			○		昭和5(1930).4.5		〃	〃
20	583.9.26		改訂硬筆練習帳	○				昭和6(1931).3.20		ペン文字会編、黒柳勲筆	日本ノート学用品
22～23	583.9.19	準	硬筆学習帳		○	○		?		硬筆学習帳研究会編、坂本暉石筆	〃
24	〃	準	〃				○	昭和6(1931).11.10	……… 同一	〃	〃
26	583.9.20	準	〃				○	昭和8(1933).8.20	……… 同一	日本ノート学用品出版部編、斎藤梅雄筆、茨城県教育会選定	〃
05	583.9.29	準	硬筆書方帳				○	?		文運堂編	文運堂

第四期教科書に準拠した硬筆硬筆書き方専用の教材集

〔昭和8（1933）～15（1940）〕

21	583.9.26		改訂硬筆練習帳			○		昭和6(1931).3.20	昭和9年改正版	ペン文字会編、黒柳勲筆	岡本ノート
27	583.9.25		改訂国語練習帳		○			昭和8(1933).9.1		ペン文字会編、黒柳勲筆	岡本ノート
32	583.9.22	準	新編硬筆学習帳	○				昭和9(1934).3.15	……… 同一	日本ノート学用品出版部編、斎藤梅雄筆、茨城県教育会選定	日本ノート学用品
31	583.9.23	準	〃	○				昭和9(1934).3.5	……… 同一	硬筆学習帳研究会編、斎藤梅雄筆	〃
30	〃	準	〃	○				?	……… 同一	〃	〃
28	〃	準	〃		○			?	……… 同一	〃	〃
29	583.9.21	準	〃		○			昭和8(1933).9.20	……… 同一	日本ノート学用品出版部編、斎藤梅雄筆、茨城県教育会選定	〃
33	583.9.22	準	〃			○		昭和9(1934).3.15	……… 同一	〃	〃
34	583.9.15		カウヒツカキカタチヤウ	○				昭和9(1934).4.1		島根県教育会編(代表並河亮次)	福間秀文堂
01	583.9.28		小学硬筆書方練習帖		○			?		小学校硬筆書方研究会、井上高太郎筆	小学社
02～04	583.9.28		硬筆書方帳	○	○	○		?		文運堂、富山県教育会選定	文運堂

【資料7】

『よみかた三』と『ことばのおけいこ三』掲載の書き方教材との対応

『よみかた三』	新出字	対応関係	『ことばのおけいこ三』の書き方教材	備考
3 国引き (<u> </u> は読替字)	国引き 昔 神 広く 土地 動きだして 土地 太い	→ → → → → → →	10 (3) 大昔のこと、神様が国を広くしたいとお考へになりました。神様は、東の方にある土地に太いつなをかけて、お引きになりました。土地が動いて、こっちへやって来ました。□□□□	手 手 手 手 手

* 「コトバノオケイコ」は、「ヨミカタ」に即応、密着しているので、中央の「対応関係」の欄中の矢印は、すべて「→」である。

また、備考欄に示すように、練習パターンも一様である。巻三の場合は、手本（「手」で表示）だけが提出されている。

読本（ハナハト）巻二と『小学硬筆書方練習帖 巻二』との対応

頁	読本の課	新出字	対応関係	練習帖の頁	練習パターン
				12	□□□□□□□□ □□□□□□□□
30~33	13. オ正月	正月 がつ	→	13	オ正月ネンシ 九ツニナツタ 手 □ 手 □□□
33~36	14. モチノマト	田 米 日	↓ ↓ ↓		
37~38	15. ユキ	(なし)		14 縦置	マツノ木ノエダニ タケノハノウエニ 手 □ 手 □ □
38~40	16. ユキダルマ	目 耳	→↓ ↓	16	ユキダルマ、ウ ソギ、小サイ目。 手 □ 手 □□□
				15	↑↑↑↑↑↑ □日田日日月 手 □手 □□□
				17	□□□□□□□□ □□□□□□□□
41~53	17. ハナサカヂヂイ	畠 土 サ ウ 水 又 火 花 入	↓ ↓ → → → ↓	18 19 20	ココホレワン ワン。犬ガナク。 手 □ 手 □□□ 入又火木本米 手 □手 □□□ カレ木ニ花ヲ サカセマセウ。 手 □ 手 □□□

□は、練習用マス目を示す。

□は、練習用マス目の中心に点線が引かれていることを示す。

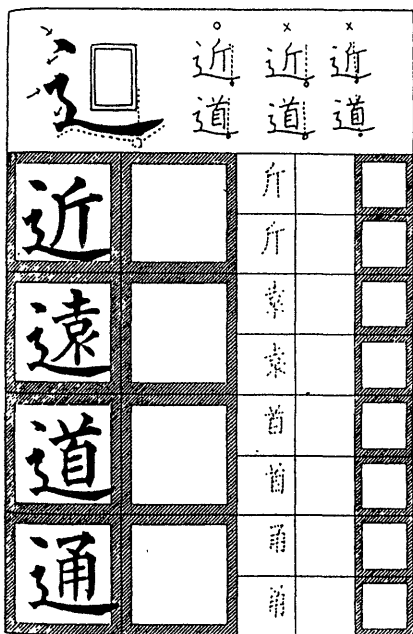
読本（ハナハト）巻二と『模範硬筆書方練習帖 巻二』との対応

頁	読本の課	新出字	対応関係	練習帖の頁	練習パターン
1	(片仮名五十音図, 濁音, 半濁音)	(なし)	→	1 2 3	ガギタゲゴザジ ズゼソダヂヅデ ドバビブベボ□ □バビブベボ□ 手な□□□□ 手な□□□□ 手な□□□□ 手な□□□□
14~15	6. 犬ノヨクバリ	犬川口	↓	12	ビヤウキハ□カ ラオコリマス□ 手な□□□□ 手な□□□□□□
16~17	7. ユフヤケ	日子	→	13	子ドモガウタヲ ウタツテキマス 手な□□□□ 手な□□□□□□
18~19	8. 月	月上 ヤウ中	↓		
20~21	9. クリヒロヒ	山下	↓		
				14	□↑↑↑↑ 口日月年人大犬 ↓ 手な□□□□ な□□□□□□
				15	↑↑↑↑↑↑ 上中下山川木子 ↓ 手な□□□□ な□□□□□□
22~24	10. 木ノハ	(なし)			
24~26	11. ミヨチャン	且 ちに	↑		
26~30	12. ネズミノチエ	年	↑		
30~33	13. オ正月	正月 がつ	→	16	オ正月ノオカザ リカドマツシメ 手□な□□□ 手□な□□□□□
33~38	14. モチノマト	田米日	↓	17	コノ田カラオ米 ガヨクトレマス 手□な□□□ 手□な□□□□□

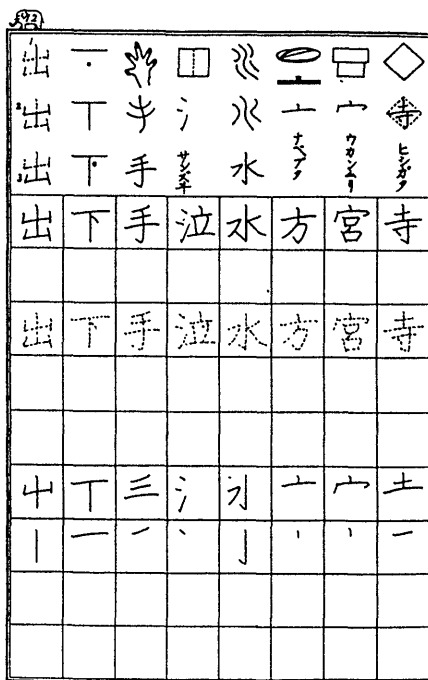
読本（ハナハト）巻二と『硬筆学習帖 巻二』との対応

頁	読本の課	新出字	対応関係	練習帖の頁	練習パターン
1	(片仮名五十音図, 濁音, 半濁音)	(なし)			
2~3	1. ウンドウクワイ	クワ チユウ シヤウ	→	1 縦置 2	一シヤウケンメイデス ウンドウクワイ マツサイチユウ 手な□□□□□□ 手な□□□□ 手な□□□□
				3	「ウサギウサギ…」トカキナサイ。 手 無地
18~19	8. 月	月上 ヤウ中	↓		
				19 縦置	↑↑↑↑ 木ノ上山ノ中ハシノ下 ↓ 手な□□□□□□
20~21	9. クリヒロヒ	山下	↑		
				20 縦置	デタデタ 月ガ マアルイ マアルイ マンマルイ ボンノ ヤウナ 月ガ

【資料8】

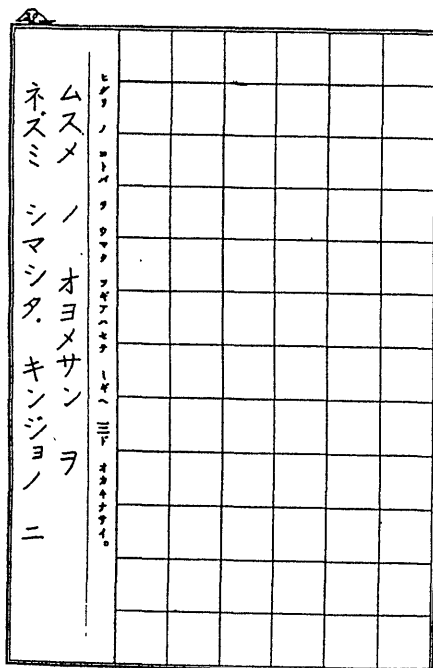


『新編硬筆学習帳 卷三』 p35

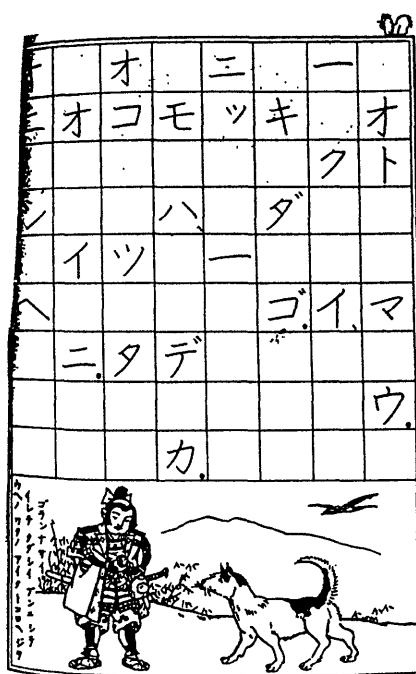


『硬筆書方帳 卷二』 p12

【資料9】



『硬筆書方帳 卷三』 p20



『硬筆書方帳 卷一』 p31

しても学習効果の期待できる、それ自身の完結性が高い教材集になっているといえることができる。

また、第三期国語読本（ハナハト読本）に準拠した硬筆書き方専用の教材集と、第四期国語読本（サクラ読本）に準拠したそれを比較すれば、第三期国語読本（ハナハト読本）に準拠した硬筆書き方専用の教材集は、読本教材中の新出字を追いかけるようにして反復練習する教材が用意されていて、第四期国語読本（サクラ読本）に準拠したそれに比べてまとめの機能及び触発する機能が低く、それ自身の単独性及び完結性は十分ではなかったといえるだろう。

第三 「コトバノオケイコ」の書き方教材が示唆するものは何か

「コトバノオケイコ」に収録されていた書き方教材は、鉛筆やノートが普及し、急速に毛筆が実用性を失っていった時期に、読本とは別立ての教科書の中に組み込んで編成された。

この期の国語読本（「ヨミカタ」）は、従来、批判されていたような文字の指導のために語や文を提出していくという編集方針ではなく、言語指導の全体を見据えて、他の言語活動にともなって文字の指導を行うことをめざしていたものであった。

その際に、「コトバノオケイコ」は、「ヨミカタ」に連動し、「ヨミカタ」を援護する役割があった。だから、「コトバノオケイコ」に収録されていた書き方教材の存在価値が最も発揮されたのは、平仮名の提出から習得への時期である。

「コトバノオケイコ」では、終始一貫して、読本教材の文を硬筆書き方手本として掲載し、それを書き方の教材としている。反復して練習させることは、学習者と指導者の関心及び必要感に任せ、最低限のなぞり書きの欄を設けるにとどめ、対応する「教師用」書の頁では、「コトバノオケイコ〇頁により、文字を正確に書かせ……」とし、他の分節と関連した指導を解説していた。

さらに、「コトバノオケイコ」の書き方教材の考察を深めるために、あわせて、「コトバノオケイコ」に先行した第三期国語読本及び第四期国語読本に準拠した硬筆書き方専用の教材集との比較を行ってきた。それらの硬筆書き方専用の教材集は、正しく整った字体と字形の基準を示し、学習者がそれに近づくための援助を惜しまず、触発をし続け、反復練習のためのさまざまな形式の欄を用意していた。それに対して、「コトバノオケイコ」に収録されていた書き方教材は、正規の教科書教材であるという制約もあって、正しく整った字体と字形の基準を示すだけにとどめ、他は指導者に委ねていた。

先に述べたように、「コトバノオケイコ」に収録されていた書き方教材が練習帳的要素を盛り込んだ背景として、「コトバノオケイコ」以前に、民間から出版されていた硬筆書き方専用の教材（練習帳）が普及し、その指導の効果を国定教科書編纂の当局が認めていたのではないかと推測してきた。しかし、以上見てきたように、「コトバノオケイコ」に収録されていた書き方教材には、中途半端な形でしか硬筆書き方専用の教材集の特徴が取り入れられていなかった。

このことは何を示唆するのであろうか。

この期において、国民学校における皇国民育成の目的とは別に、書き方の指導は、言語

活動全体を見渡し他の言語活動と関連した活動の中で行われるべきであるとした言語の新しい指導観の萌芽のもとで、それまでの硬筆書き方専用の教材集の考え方や同期の芸能科習字の理念とは、どこかで決別しなければならないと考えられていたからではなかったのだろうか。その決別のしかたは、先に述べたとおりであると考ええる。

「コトバノオケイコ」以後、硬筆書き方の指導は、昭和22（1947）年版「学習指導要領〔試案〕」の実施によって、小学校国語科書きかたとして行われることになる。そのための検定済小学校国語科書きかた教科書は、昭和26（1951）年度から使用が開始されている。終戦から約6年間のブランクの後、発行されたこれらの教科書は、「コトバノオケイコ」に掲載されていた書き方教材の考え方を強く受け継ぐものもあれば、主として「コトバノオケイコ」以前に民間から出版されていた硬筆書き方専用の教材（練習帳）の考え方を受け継ぐものもあった。国定教科書「コトバノオケイコ」において、一度は決別をめざしたはずの硬筆書き方専用の教材集のある一部の考え方や同期の芸能科習字の理念に立ちもどったかのように見えるものもある。

これはなぜなのか。

この問いに対する答えは、行き着くまでに解決すべき課題を山積しているが、上記の延長上にある現在の国語科書写を考える上で、欠くことのできない一論拠であることは確かである。

注1 「国定第五期教科書『コトバノオケイコ』の考察(1) —その書写教科書的側面（巻一・二を中心に）—」 鈴木慶子 『都留文科大学研究紀要』第37集（1992年10月・都留文科大学図書・紀要編集委員会編）p150（51）～137（64）

注2 「国定第五期教科書『コトバノオケイコ』の考察(2) —第二学年用（巻三・四）を中心に—」 鈴木慶子 『書写書道教育研究』第6号（1992年3月・全国大学書写書道教育学会編）p72～83

注3 「国定第五期教科書『コトバノオケイコ』の考察(3) —第四期国語教科書（サクラ読本）に準拠した硬筆学習帳との比較から—」 鈴木慶子 『都留文科大学研究紀要』第39集（1993年10月・都留文科大学図書・紀要編集委員会編）p66（147）～46（167）

注4 「国定第五期教科書『コトバノオケイコ』の考察(4) —「書き方」と『書写』をつなぐもの—」 鈴木慶子（第84回全国大学国語教育学会口頭発表 1993年8月）

本稿は、上記の一部を整理し、補足、改稿したものである。

注5 注4において示した鈴木氏の発表資料中では、第5頁【資料5】として、「教師用」書に記述されている書字上の解説の文言を分類し数量的比較をし提示しているが、本稿では割愛した。

注6 国定第五期芸能科習字教科書「テホン」の「教師用」書には、「第二章 芸能科習字指導の精神」として、「之れを要するに習字は、訓育的立場から身心一如の『行』として修練せしめなければならない。即ち一点一画と雖も忽にせず、心技一致、澄心静慮、以て道を行ずるのである。」の一節がある。

また、国定第五期芸能科習字教科書の編纂趣旨を解説する文章中には、「芸能科習字に於いて特に重んじめる精神修養的意義も、児童にとっては大字書写に一層著しく発揮されるやうに考へられます。」とある。

注7 『ノートや鉛筆が学校を変えた』佐藤秀夫著（1988年 平凡社）参照。

注8 『日本鉛筆史』東京都鉛筆加工業共同組合編（1992年）参照。